

和光市 報道発表資料 平成29年2月21日

タイトル	固定資産税及び都市計画税の土地評価における課税誤りについて
------	-------------------------------

いつ 実施日時・工期	平成29年2月2日（木）
どこで 会場・開催地等	和光市役所 総務部 課税課
だれが 主催者・関係者	固定資産税及び都市計画税の納税義務者
なにを 事業内容など	<p>平成29年度課税処理のため、土地評価の見直しを行っていたところ、従前の評価に誤りがあることが判明しました。</p> <p>(1) 対象件数 1件</p> <p>(2) 対象年度 平成21年度から平成28年度まで</p>
なぜ 目的・理由	<p>対象となる土地は、区画整理区域内にあり、平成20年に仮換地先を分割するため、従前地の分筆の登記がなされましたが、その際の事務処理において、継続して適用すべき住宅用地の特例が適用されておらず、すべて非居住用地として課税処理を行っていたものです。</p> <p>※住宅用地の特例とは、土地に対する固定資産税が課税される年の1月1日（賦課期日）において、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、特例措置があり、税金が軽減されます。</p> <p>1 特例の内容（価格に特例率を乗じて、課税標準額を算出します。）</p>

	<p>(1) 小規模住宅用地（住宅やアパート等の敷地で200平方メートル以下の部分）</p> <p>固定資産税：価格×1／6、都市計画税：価格×1／3</p> <p>(2) 一般住宅用地（住宅やアパート等の敷地で200平方メートルを超える部分）</p> <p>固定資産税：価格×1／3、都市計画税：価格×2／3</p>
どうした経緯・経過	<p>対象者への説明及び過納金の還付手続については、すでに完了しています。</p>
金額	<p>還付金額 5,978,500円（本税）</p> <p>952,700円（還付加算金等）</p>
その他	<p>再発防止策については、以下の業務を徹底していきます。</p> <p>(1)住宅用地の特例の入力漏れ及び入力誤りを防ぐために、入力処理をした担当とは別の担当が再度確認することでチェック体制の強化を図ります。</p> <p>(2)データ入力後に処理データを抽出し土地、家屋データの突合を行います。</p>
問い合わせ先 担当課	<p>課名 総務部 課税課</p> <p>氏名 鈴木 均</p> <p>電話 048-464-1111（内線2263）</p>